建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十五号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十八条第一項において読み替えて準用する同法第二十条第一項の規定及び同法第九十七条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条第三項中「（高さが六十メートル以下のものに限る。）」を削り、「以内のもの」の下に「（高さが六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）」を加え、「第百三十九条第一項第四号、第三項（第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第四項（」を「第百三十九条第一項第三号及び第四号の規定並びに同条第四項において準用する」に改め、「の準用に関する部分に限る。）の規定」を削り、同条第四項中「（高さが六十メートル以下のものに限る。）」を削り、「以内のもの」の下に「（高さが六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）」を加え、「第百三十九条第一項第四号、第百四十条第三項（第三十七条及び第三十八条第六項の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十条第四項（」を「第百三十九条第一項第三号及び第四号の規定並びに同条第四項において準用する」に改め、「の準用に関する部分に限る。）の規定」を削り、同条第五項中「（高さが六十メートル以下のものに限る。）」を削り、「以内のもの」の下に「（高さが六十メートルを超えるものにあつては、その構造及び周囲の状況に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）」を加え、「第百三十九条第一項第四号、第百四十一条第三項（第三十七条、第三十八条第六項及び第七十条の規定の準用に関する部分に限る。）及び第百四十一条第四項（」を「第百三十九条第一項第三号及び第四号の規定並びに同条第四項において準用する」に改め、「の準用に関する部分に限る。）の規定」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄